

一、爭議發生、場所

麴町區内幸町一、三、四、太平ビル別館二階

二、事業主側

(1) 名 稱 エマナ製粉株式會社

(2) 代表者 社長、澤田利吉

(3) 資本金 六萬圓

(4) 事業系統 +

(5) 事業種類 浴場用菓品販賣

(6) 使用従業員 十七名(男十四名、女三名)

三、従業員側

(1) 爭議參加者 八名(男)

(2) 労働組合加入者 +

(3) 應援労働組合 日本労働組合總聯合會東京聯合會

四、爭議發生並ニ解決、時

九月十八日 發生、 同二十五日 解決、

五、爭議發生ノ原因

本會社ハ本年六月四日創立「エマナ」ト稱スル浴用菓品、
販賣ヲ為シ、アルモ、ナルガ會社、現給英規程(別記四)
ニテハ到底一家ヲ支フル能ハズ、九月十八日従業員中、
二名職三郎外七名、本社ニ待遇改善要求書(別記一)ヲ提出
セルニ因ル

六、交渉經過並ニ解決條件

九月十九日、日本労働聯盟内田文一、紹介ニテ芝區三田四
國町一五、日本労働總聯合本部、應援ヲ受ケ同所ニ爭議團本
部ヲ置、九月二十日總聯合本部宮崎崎治ト共ニ二名職三郎外
七名ハ午後一時本社ニ於テ佐藤營業部長ト會見、携行セシ聲
明書(別記二)ヲ順次説明従業員等皆境ヲ新ヘタルガ
之ニ對シ營業部長ヨリ